

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第 1 面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和8年6月22日

山口県知事 様

提出者

住 所 山口県周南市孝田町1番1号

氏 名 独立行政法人地域医療機能推進機構

德山中央病院

院長 沼 文隆

電話番号 0834-28-4411

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院		
事業場の所在地	山口県周南市孝田町1番1号		
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
①事業の種類	医療業		
②事業の規模	519床		
③従業員数	1,302人		
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療現場 感染性廃棄物 → 両備トランスポート 収集・運搬 → 共英製鋼 溶解・焼却		

(日本産業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	918.2 t	t
	（これまでに実施した取組） 適正処理の確認		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	900 t	t
	（今後実施する予定の取組） 適正処理の確認		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	912.2 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	912.2 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	適正処理の方法 感染性廃棄物仕分方法の教育 ラウンドによる現場確認		

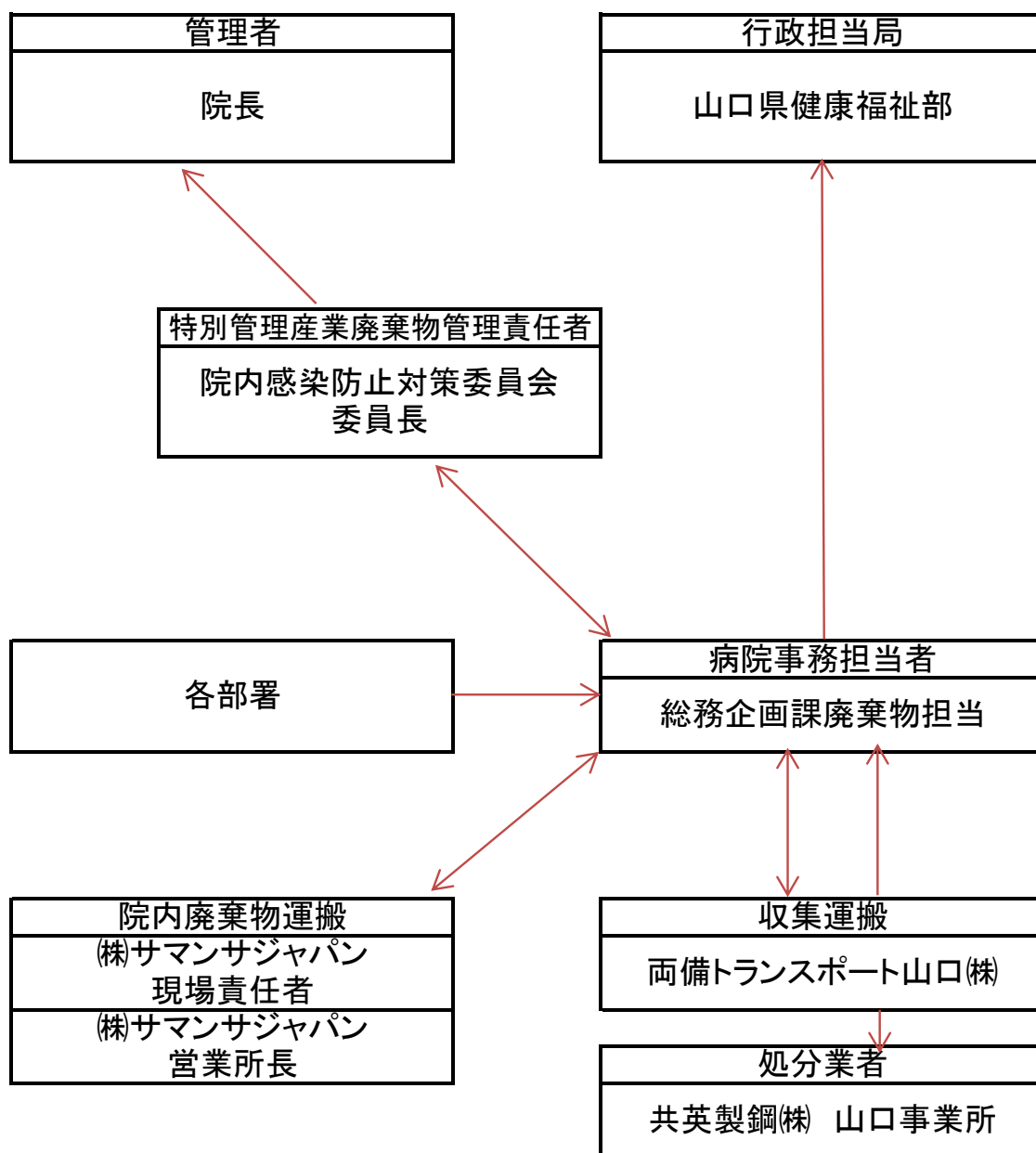
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	900 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	900 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

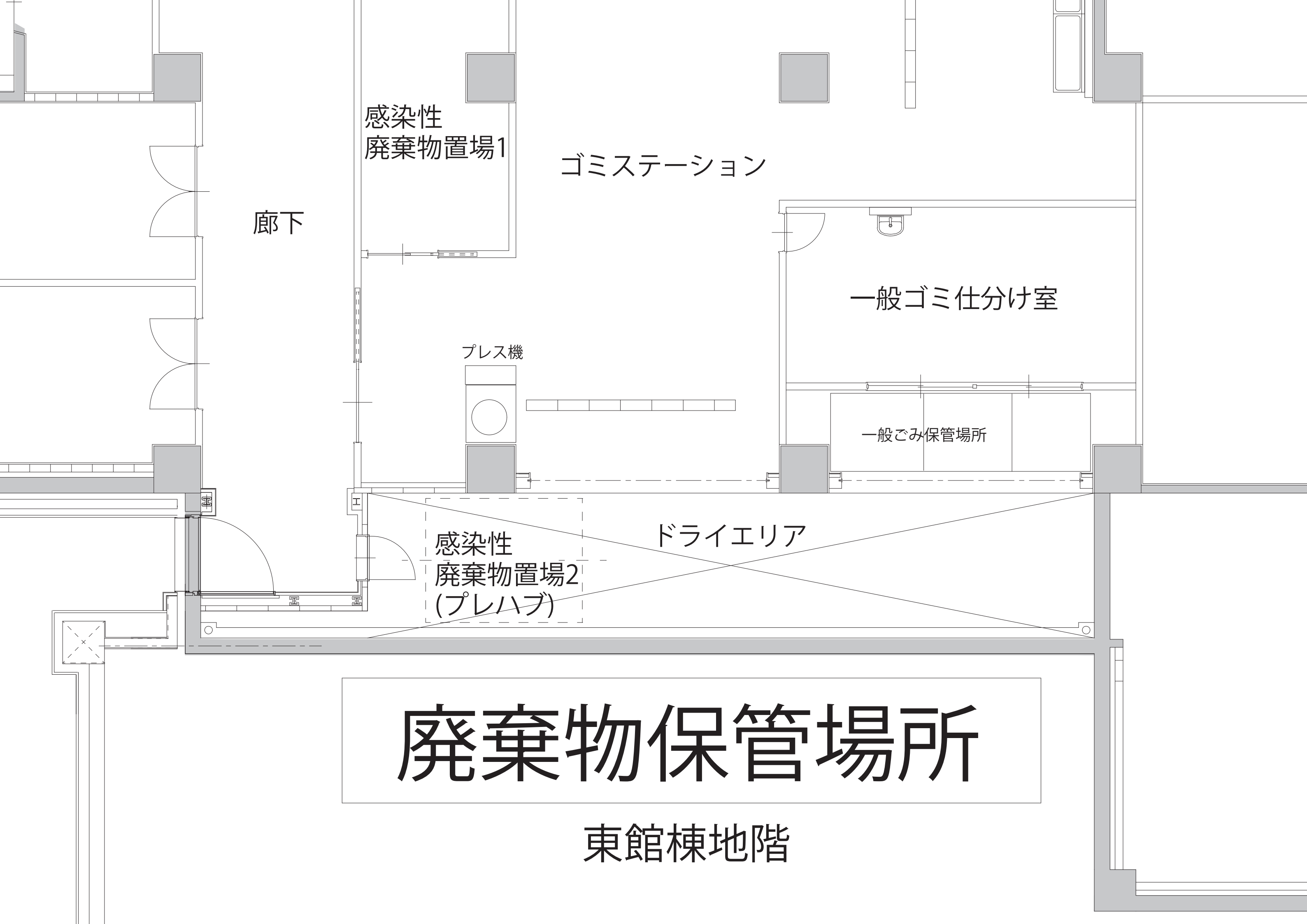
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

管理体制図

緊急時における連絡体制





IX. 感染性廃棄物管理

感染性廃棄物の管理

1. 感染性廃棄物とは

医療機関などから生じた、ひとが感染するおそれのある病原微生物が含まれている廃棄物をいう。感染性廃棄物は病原微生物の拡散を防ぐため、適切に分別、保管、回収、処理、排出されなければならない。

2. 感染性廃棄物の判断基準

廃棄物処理法では、感染性廃棄物か否かの判断は「形状」「排出場所」「感染症の種類」で行う。

1) 形状の観点

- (1) 血液、血清、血漿及び体液
- (2) 病理廃棄物（臓器、組織、皮膚、ホルマリン漬臓器）
- (3) 血液等が付着した鋭利なもの
※血液等が付着していない鋭利なものも感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
- (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの

2) 排出場所の観点

感染症病床、手術室、救急外来、集中治療室、検査室において治療、検査などに使用されたあとに排出されたもの

3) 感染症の種類

- (1) 感染症法の一類、二類、三類感染症、指定感染症及び新感染症並びに結核の治療、検査等に使用された後、排出されたもの
- (2) 感染症法の一類及び二類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等

表1：感染性廃棄物の判断フロー 参照

3. 廃棄物の管理

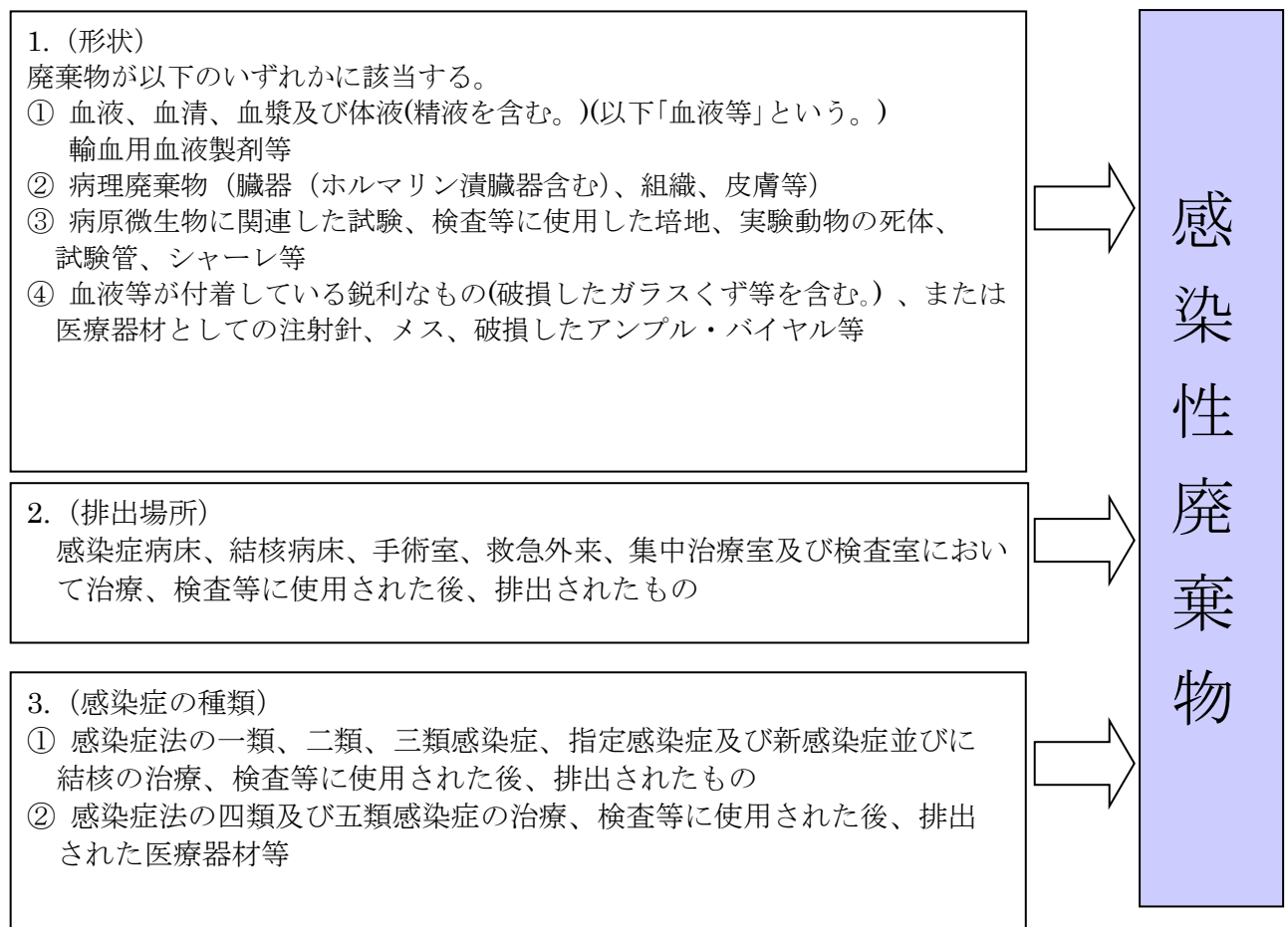
1) 分別について

- (1) 廃棄物は「医療系廃棄物」と「一般廃棄物」に大別する。
- (2) 医療系廃棄物は「感染性廃棄物」と「非感染性廃棄物」に分別する。
- (3) 感染性廃棄物は他の廃棄物と分別して排出する。ただし、非感染であっても鋭利な物はすべてを感染性廃棄物とする。
- (4) 医療廃棄物分別表およびゴミの分別方法（医療現場用）のポスターを確認し誤廃棄のないよう分別し廃棄する。

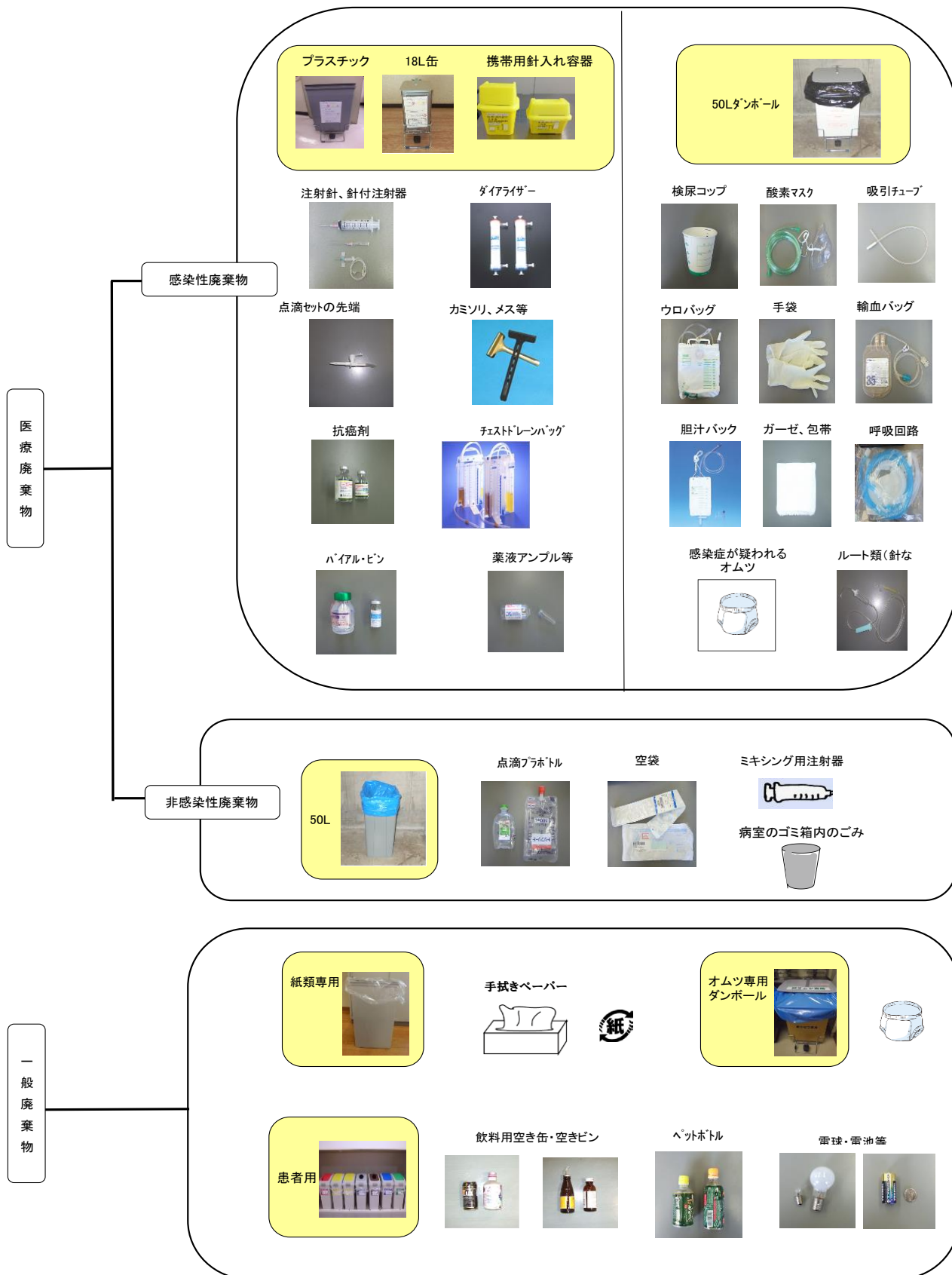
2) 医療廃棄物容器の設置場所

- (1) 感染性廃棄物容器は清潔区域より 1m以上離して、設置する。
※清潔区域とは、清潔物品の置かれている場所、ミキシング台（処置台）をさす。
- (2) 感染性廃棄物容器は職員以外は立ち入らない場所に保管する。

【表1：感染性廃棄物の判断フロー】



[表2：医療廃棄物分別表]



3) 感染性廃棄器廃棄時の注意事項

- (1) 感染性廃棄物は8分目以上詰め込まない。
- (2) 感染性廃棄物容器には絶対に素手を入れない。
- (3) ダンボール容器を梱包するときは、中のビニール袋の口をしっかりと結び蓋をテープで留める。
- (4) 専用プラスチック容器は、蓋の四隅をカチッと音がするまでしっかり押さえて密閉する。
- (5) 携行用針廃棄容器は蓋をカチッと音がするまでしっかり押さえて密閉する。
※ミキシング台（処置台）に設置する容器には「ミキシング用」と記載する。

4) 感染性廃棄物の保管方法

- (1) 梱包容器に感染性廃棄物（バイオハザードマーク）の表示をし、他の廃棄物と区別する。

バイオハザードマーク

赤色：液状又は泥状のもの（血液等）

黄色：鋭利なもの（注射針等）

橙色：固形状のもの

（血液等が付着したガーゼ等）

	液状・泥状	鋭利な物	固形状
感染性産業廃棄物			

- (2) 保管場所は施錠し職員以外は立ち入らないようにする。

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和8年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院	所在地(市町名)	周南市	事業の種類	病院
-------------	------------------------	----------	-----	-------	----

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	感染性産業廃棄物	918	900									918	900			918	900				
	PCB																				
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	有害産業廃棄物																				
	計 (B)	918	900	0	0	0	0	0	0	0	0	918	900	0	0	918	900	0	0	0	0